

2011 年 11 月 7 日

社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT 株式会社

奄美地方における大雨による被災者への 11 月の視聴料等の免除について

奄美地方における大雨により被災されました鹿児島県の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS 衛星放送事業に関わる 88 社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、11 月 2 日の奄美地方における大雨により、災害救助法が適用された鹿児島県大島郡瀬戸内町において「スカパー！」及び「スカパー！e2」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、11 月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【鹿児島県】

- ・大島郡瀬戸内町（おおしまぐん せとうちちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！及びスカパー！e2 の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。
また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上